

くらしupながの

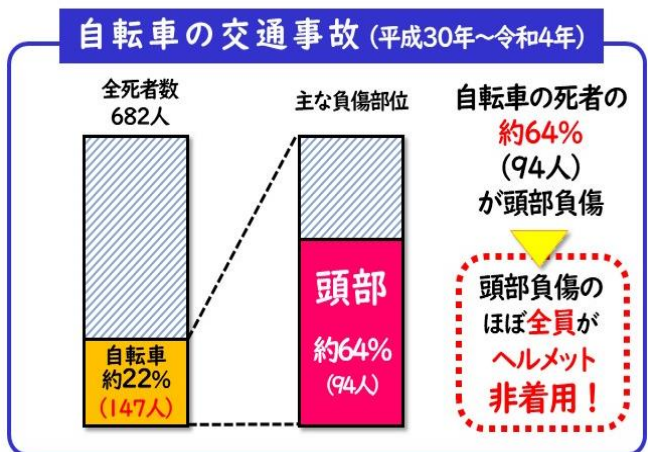
- 「消費者の5つの責任」
- ・批判的意識をもつ責任
 - ・環境への配慮責任
 - ・社会的弱者への配慮責任
 - ・連帯する責任
 - ・主張し行動する責任

河内長野市消費者啓発受託事業
編集と発行
かわちながの消費者協会
河内長野市消費生活センター内
TEL 0721-56-2360
FAX 0721-56-0701



自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう！！

改正道路交通法により全年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用が努力義務化されました。
(令和4年4月27日公布 令和5年4月1日施行)



- ◆大阪府全交通事故死者数 682 人（平成 30 年～令和 4 年）のうち自転車乗用死者数は 147 人で約 22%
- ◆自転車乗用中に亡くなられた方のうち、約 64%が頭部を負傷
- ◆頭部負傷のほぼ全員がヘルメット非着用
- ◆自転車に乗るときは、年齢にかかわらず全ての方がヘルメット着用を！！

(大阪府 都市整備部 交通戦略室 交通計画課資料より)

<ヘルメットを選ぶときは>

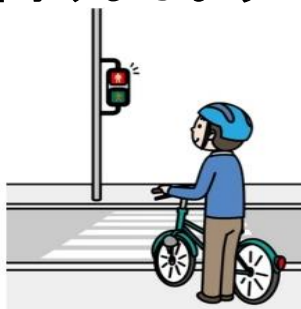
- ①実際にかぶって、頭の形とサイズに合ったものを選びましょう。
- ②一度でも大きな衝撃を受けたヘルメットは、使用しない。
- ③ヘルメットは徐々に材質劣化が進むため使用開始後 3 年を目安に買い換えましょう。
- ④自転車ヘルメットとしての安全基準に適合する「SG マーク」などが付いたものを選びましょう。



(一般財団法人 製品安全協会認証済製品への表示マーク)

交通ルールを守りましょう！！ 自転車は車の仲間です！！

- 信号無視ダメ！
- 一時不停止ダメ！
- 迷走禁止！
- ながらスマホ禁止！
- 歩道は歩行者優先！
- 並走禁止！



SNS やネットで見つけた「もうけ話」に気をつけて！

<事例>

ネットで見つけた副業サイトからSNSの友だち登録したところ、「簡単な作業で1日1万円稼げる」とメッセージが届いた。マニュアルの情報商材（注1）の費用20万円をクレジットカードで支払った。その後もサポート料10万円を支払ったが、不審に思い、解約を申し出たところ15万円の違約金を請求された。



<アドバイス>

○簡単にもうかるうまい話はありません！

- ・ SNSやメッセージのやり取りだけでは、勧誘者の実態がつかめません。「簡単に稼げる」「もうかる」と言われても、うのみにしない。
- ・ 実際に成功したという人物が登場する広告を信用しない。

○借金をしてまで契約しない！

- ・ 「お金が無い」と断ろうとしても、クレジットカードのリボ払いなどを利用させたり、学生ローン等の借金を求められることがあります。
- ・ 「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われても、はっきり断りましょう。

（注1） 情報商材とは、ネット通販などで副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のこと

不審に思った場合や、困った時は、消費者ホットライン188番にご相談ください

スマホやネットに潜む危険

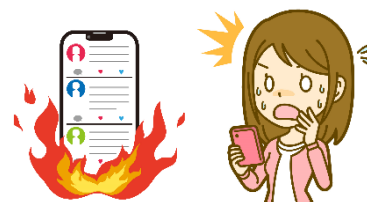
スマホやネットの普及で、私たちの生活環境は大きく変わりました。しかし、その仕組みや設定をよく理解していないと、トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

SNS（注2）は、コメントや画像が多くの人々の端末に残り続けたり、情報が拡散することもあります。

一旦アップした投稿は、消すことが不可能に近く、ストーカー被害や就職時の障害となることもあります。

○スマホやネットを使う上で注意する点

- ・ スマホの無料アプリは使用する前に利用規約を確認する。
- ・ 位置情報は必要に応じてON/OFFする。
- ・ 見られて困る内容や写真は投稿しない。
- ・ パスワードは他人に教えない。
- ・ 知らない人からのコメントには返事をしない。



（注2） SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、ネット上の交流を通じて、個人と個人をつなぐサービス。TwitterやFacebookなど（LINEも含む）

危険です！！

防水性の衣料・繊維製品は、脱水時に洗濯機の 急激な異常振動を引き起こします

1. 防水性の衣料・繊維製品を、洗濯・脱水した場合の、洗濯機の異常振動が発生する要因として、次の2点が考えられます。

(1) レインウェア、おねしょシート、レジャーシートなど

排水・脱水の際に槽内の排水のための穴などをふさいでしまい、本来外へ出て行くはずの水がたまった状態になってしまいます。

(自転車・バイク・自動車のカバーも要注意)

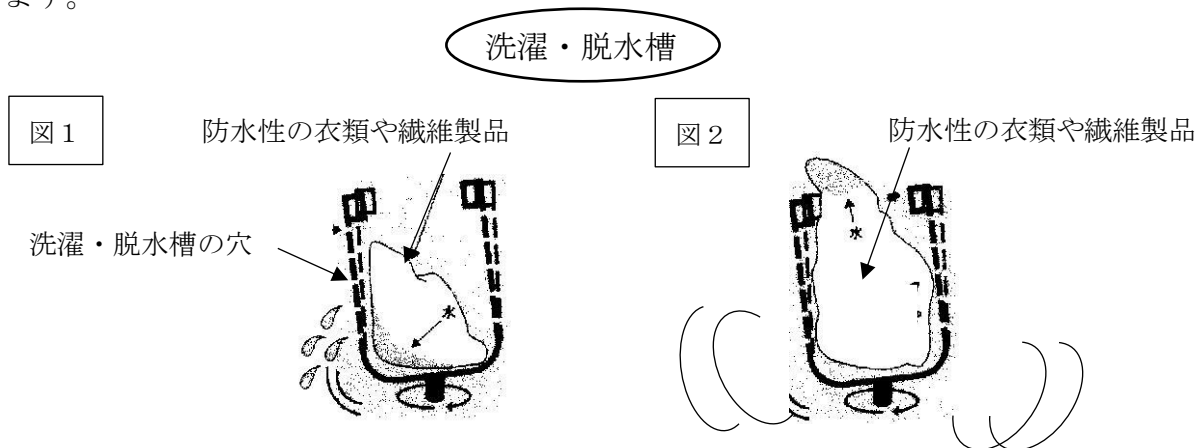
(2) キルティング、スキーウェア、寝袋など

防水性繊維の間に断熱材の化学綿などが入っているため、縫い目などから内部に入った多量の水がたまったままの状態になってしまいます。

*防水性の衣料・繊維製品かどうかわからないときは・・・

- ・製品の洗濯表示を確認する。
- ・製品に口をつけて息を吹きこんで、空気が通らないものは防水性の衣料・繊維製品です。

2. これらの状態で脱水を始めると、たまった水が急激に移動し、製品が大きく片寄ったり(図1)、脱水槽上部に上がってきて(図2)アンバランスが発生することがあります。



3. アンバランス発生により、洗濯機が異常振動を起こし、洗濯物がとび出したり、衣類が損傷したり、時には洗濯機や周囲の壁や床などを破損することがあり危険です。また、洗濯機が転倒することもあります。

防水性の衣料・繊維製品は、全自動洗濯機・ドラム式洗濯機の洗濯槽や、二層式洗濯機の脱水槽には、絶対に入れないで下さい

「くるみ」もアレルギー表示義務

くるみによるアレルギー症例数が多く（くるみは、鶏卵、牛乳、小麦に次いで4位）特定原材料に追加されました。

（経過措置2025年3月31日まで）

○食物アレルギーとは

食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等（アレルゲン）を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで症状を起こすこと

〔主な食物アレルギーの症状〕

軽い症状：かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴など
重篤な症状：意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

◇特定原材料（義務表示）8品目

えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生



◇特定原材料に準ずるもの（推奨表示）

20品目

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

特定原材料に準ずるカシューナッツも、くるみに次いで症例数が増加（7位）しているため、可能な限り表示することが求められています。

創立50周年！！

かわちながの消費者協会は本年4月創立50周年を迎えました。

食の安全や環境に関する講演会の開催や出前講座、消費者問題の調査・研究などを行ってきました。

情報紙「くらしUPながの」は27年前の平成8年8月に創刊しました。

第1号の内容を見ますと、活動計画として“高齢者を取りまく消費者問題を課題に「わたしたちの老後と消費生活」をテーマに消費者意識調査を実施”とあります。

当時は、会員にとって「老後」の話が、いまは高齢者真っ只中です。

これからも高齢社会を（若い世代も）健康に安全に暮らせるよう情報をお届けしたいと思います。

あとがき

コロナウイルス対応も、ゴールデンウィーク明けから感染法上の位置づけが変わりました。

長かった3年間に気持ちはホッとしますが、完全に終息したのではなく、感染対策は個人の判断に委ねられることになりました。

気をゆるめず、身につけた手洗い等、今まで通り習慣づけたいと思います。